

GW集中ゼミでは、近年の出題傾向を踏まえ、応用問題(趣旨・理由)に対する解答作成の方法を習得するため、過去の本試験で出題されたことのある典型論点を題材に、正解に至るまでのプロセスを図解等を示し解説していきます。出題論点と関連する項目(民法等を含む。)も取り上げますので、第75回本試験に向けて総合力を高め、レベルアップを図りましょう!

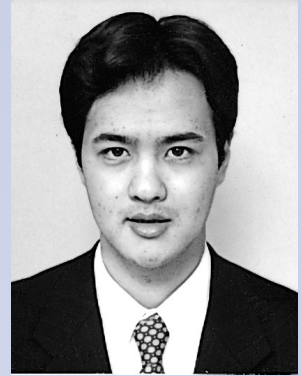
## おすすめの ポイント

出題可能性の高い応用理論問題に対する攻略方法を詳しく解説!

## 石川講師が語るGW集中ゼミ 「国税徴収法」の〇〇がオススメ!

最近の本試験は、単に個別理論を記述させるだけという問題も出題されますが、主要論点の制度趣旨、規定を設けた理由、徴収に至る根拠(考え方)などを述べさせたり、事例資料を与え、それを分析させ、事例に応じた「あてはめ」を要求する問題が以前より多く出題されています。これは、出題者が国税徴収法の理念(目的)を国税通則法と併せ、どこまで理解できているかを試そうとする意図によるものだと考えられます。

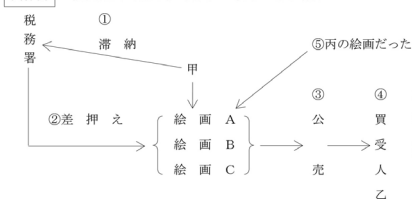
GW集中ゼミでは、過去に出題された主要論点について、過去問をベースに問題文の読み取り方、正解に至るプロセスなどを説明し、点と点で得ていた知識を線として結べるように実力向上を図ります。



収録担当講師 石川 一臣  
いしかわ かずみ

## 使用教材のポイント

具体例 ～換価財産が動産等で買受人が善意である場合～



- 滞納者甲の国税を徴収するため、徴収職員が甲の自宅内にあった絵画3点に対して差押えを執行した。
- その後、これら絵画を公売に付し、最高値申込者乙に対して売却決定がされ、乙は買受代金を納付した。
- しかし、本件公売財産の中に滞納者でない友人丙の絵画が含まれていたことが判明し、徴収手続に違法性があったとして売却決定が取り消されることになった。
- このとき、買受人乙が、絵画Aが丙のものであることについて知らなかった(善意)場合、上記(3)の売却決定の取消しをもって買受人乙に対抗できない。つまり、乙は絵画Aのみには損害を蒙らない。

## 1 ココがポイント!

問題(資料)に応じた図解を示し、「何が問われているか」を考察していきます。

## 2 ココがポイント!

出題論点を把握できた後、解答に至るプロセスを説明し、その骨子を作れるように解説します。

## Webフォロー標準装備!&入会金不要

「過去問分析/本試験対策」全1回 コース・科目No. 2599-11

受講料 ¥6,000

(教材費・10%税込)

### 教室講座

校舎	新宿
クラスNo.	GM
実施日	4/27(日)
第1回	13:00~16:00
講師	石川

### Web通信講座

クラスNo.	W1
教材発送日	4/21(月)
配信開始日	4/25(金)
講師	石川

e受付で  
今すぐ申込み!

